

川崎市病院局規程第 18 号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を
改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成１７年
川崎市病院局規程第１５号）の一部を次のように改正する。

第２０条の２第３項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続し
た」を削る。

第２０条の３第４項中「介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、
又は終業の時刻まで連続した２時間（育児休業法第１９条第１項の規定による
）」を「川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程（平成１７年３月３１
日病院局規程第１５号。以下「育児休業規程」という。）第１９条に規定する
」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「当該２時間」を「１日につき
２時間」に、「時間）」を「時間」に改める。

第２０条の５第４項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続し
た」を削り、「育児休業法第１９条第１項の規定による」を「育児休業規程第
１９条に規定する」に改める。

第２１条第６項中「次の各号に掲げる事由に該当する」を「当該子育て部分
休暇に係る子を養育しなくなった」に改め、同項各号を削る。

第２５条を第２６条とし、第２４条を第２５条とし、第２３条を第２４条と
し、第２２条中「配偶者の父母」を「配偶者等の父母」に、「申告、請求又は
申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第２
３条とし、第２１条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第２２条 管理者は、川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４年川崎市
条例第２号。以下「育児休業条例」という。）第２６条第１項の措置を講ず
るに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「

申出職員」という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置 (次号において

「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出 (以下「請求等」という。) に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第 26 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3 歳に満たない子を養育する職員 (以下この項において「対象職員」という。) に対して、対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間の期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置 (次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。